

# 「この後見人変だな？」と思ったら…

後見人にお困りの方！

被後見人のために、状況改善に向け、当社と一緒に一歩踏み出してみませんか？

## 後見の杜に寄せられる 後見人に対する不平・不満・苦情・疑問

- ・ 本人に会いに来ない
- ・ 本人の財産状況を教えない
- ・ 本人の家族に対し「あなたには関係ない」という
- ・ 在宅希望の本人を精神病院に入れようとする
- ・ 本人の保険金を後見人の口座に振り込むよう保険会社に要求した
- ・ 在宅介護が順調なのに本人の家を売りたいがる
- ・ 本人は1億円あるのに本人が使えるのは月1万円とする
- ・ 遺産分割協議で本人以外の相続人の言いなりになる
- ・ 映画を見たいという本人に対し「見る必要ない」と言った
- ・ 不必要に後見制度支援信託を購入しようとする
- ・ 家族の面会を許可しないよう施設に指示する
- ・ 何かと家裁の指示という
- ・ 会員の不出来を照会しても取り合わない後見人団体
- ・ その他

## 「この後見人変だな？」と思ったらスルこと4点＋コトの本質

---

### 1. 書面で後見人に聞く

- ・後見人に「なぜ、そのようなことをするのか・言うのか」聞いてみましょう。
- ・後見人がすべきことをしないと考える場合は「なぜ、それをしないのか・できないのか」聞きましょう。
- ・電話やメールではなく「内容証明」や「配達証明」で後見人に説明や回答を求めましょう。
- ・後見人からの回答を読んで「理由や言い分」がおかしかったり、理由や言い分に「根拠がない」と思ったら、おそらく「良くない後見人」でしょう。
- ・後見人から回答がなければ「回答がなかった事実ができた」ということでよしとしましょう。改めて、後見人に照会する必要はありません。

### 2. 後見人の言動に関する証拠を集める

- ・後見人の言動について「いつ、どのような状況で、こう言った・こうしたというべきを言わなかった・すべきをしなかった」というメモを作りましょう。
- ・被後見人のケアマネさん、主治医、銀行マン、その他の関係者に後見人の言動について「ヒアリング」をして資料を作るのも効果的です。
- ・後見人が、家庭裁判所に提出した「後見事務報告書」を見ることも有効です。後見人としてやったことや被後見人の財産状況が記載されているからです。
- ・後見人に対しその事務報告書を見せるよう求める場合、家裁に出した「後見事務報告書」を私（被後見人）に見せるよう求める書面を作成し、被後見人に署名してもらい、後見人に郵送します。
- ・家裁に対しその事務報告書を見せるよう求める場合、家裁に対し、見る必要や目的を説明し「後見事務報告書を閲覧謄写（えつらんとうしゃ）したい」と伝えて下さい。事務手続を教えてくれるはずですが、ただし、見せるか否かは家裁の判断となります。

### 3. 家裁から後見人に注意してもらおう

- ・「後見人がこのように不適切なので、家裁の方でも事実関係を調べ、必要に応じて後見人に注意して下さい。」という趣旨に基づき、家裁に対し「後見人に対する監督処分」を申請します。その際、今まで集めた資料も添付します。
- ・家裁は、後見人の言動を調べ、不適切な点があれば注意してくれます。場合によっては、後見人に対し「辞任するよう勧告」してくれるでしょう。
- ・後見人に対する監督処分の申請ができるのは「被後見人」、「被後見人の4親等以内の親族」、「その他」です。費用はかかりません。

#### 4. 後見人を解任するよう家裁に求める

- ・後見人が「被後見人の意思に反することをした」、「必要のないことをした」、「やり方が不当だった」などについて強い文体で書きましょう。今まで集めた資料等を添付して、家裁に「解任請求」を申し立てます。
- ・家裁は、後見人の言動を調べます。後見人に弁明の機会を与えます。その結果、後見人を解任したり、辞任を勧告したり、注意をしたり、おとがめなしにする、のいずれかをするでしょう。
- ・後見人の解任請求ができるのは「被後見人」、「被後見人の4親等以内の親族」、「その他」です。費用は800円（収入印紙代）です。

#### 重要！～コトの本質～

- ・コトの本質は、不適切な後見人を外すことではなく、本人に「適切な後見人」をつけることです。よって、上記のアクションを起こす前に「次なる後見人」を用意し、家裁に対し後見人の追加申請をすると良いでしょう。
- ・後見人そのものを無しにしたい場合、「本人は、自力で、各種取引ができる」ということを家裁に主張します。また、医者から「本人の症状は改善し、法律行為は自力で可能」という診断書をもらい家裁に提出します。

#### お問い合わせ先

一般社団法人 後見の杜（こうけんのもり）  
住所 東京都目黒区鷹番2-18-5  
電話 03-3793-0030（平日9時から18時）  
FAX 03-6700-8535  
メール [info@sk110.jp](mailto:info@sk110.jp)